

## 浜松市上下水道部優良指定事業者選考要領

### (趣旨)

第1条 浜松市下水道部指定事業者全体の資質の向上を図るため上下水道部は、毎年度の工事を通じて特に他の指定事業者の模範となる者を選び「浜松市上下水道部優良指定事業者」を決定する。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定事業者 浜松市水道事業給水条例(昭和33年浜松市条例第18号)第12条第1項に規定する指定給水装置工事事業者及び浜松市下水道条例(昭和37年浜松市条例第21号)第8条第1項に規定する排水設備工事指定工事人をいう。

(2) 工事 浜松市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年浜松市下水道部管理規程第9号)第2条第1項第2号に規定する給水装置工事及び浜松市下水道事業排水設備工事指定工事人規程(平成11年浜松市下水道部管理規程第2号)第2条第1項に規定する排水設備工事をいう。

### (対象工事)

第3条 対象工事は前年度内に検査を受けた工事とする。

### (選考要件)

第4条 前条に規定する対象工事を施工した指定事業者のうち、次の要件を備えたものから優良指定事業者を選考する。

(1) 選考は、部門別(注1)とする。

(2) 当該指定事業者が施工した工事の検査結果が優良であること。

### (欠格時効)

第5条 指定事業者としてふさわしくない行為があった者及び倒産又は廃業した者は対象としない。

### (浜松市上下水道部優良指定事業者選考会議)

第6条 優良指定事業者の選考は、浜松市上下水道部優良指定事業者選考会議(以下「選考会議」という。)で行う。

### (選考会議の組織)

第7条 選考会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は上下水道部長とする。

3 議長に事故あるときは、上下水道部次長がその職務を代理する。

4 委員は、別記1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第8条 選考会議は必要に応じて議長が召集し、主催する。

2 選考会議は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数で決める。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(表彰等の決定)

第9条 浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、選考会議の報告に基づき、優良指定事業者を決定し表彰する。

2 管理者は前項の優良指定事業者の表彰とは別に、上下水道事業に貢献したと認める者に感謝状を交付することができる。

(その他)

第10条 この要領の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 「浜松市水道事業指定給水装置工事事業者の表彰に関する要綱」(平成15年4月1日施行)及び「浜松市上下水道部排水設備工事指定工事人の表彰に関する要綱」(平成15年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

(注1) 部門とは、給水装置工事部門・排水設備工事部門を言う。

別記1(第7条第4項関係)

上下水道部次長、上下水道総務課長、お客さまサービス課長、水道工事課長、下水道工事課長、北部上下水道課長、天竜上下水道課長及び議長が任命する者